

# 国有財産管理関係について ( 参 考 資 料 )

平成 18 年 4 月 14 日  
財 務 省

# 主要国との比較

諸外国の国有財産当局と我が国の国有財産部門との比較にあたっては、その前提となる国有財産制度の相違に留意する必要がある。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
国有財産の分類	<p>行政財産 国の事務事業の用に直接供するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用財産</li> <li>・ 公共用財産</li> <li>・ 皇室用財産</li> <li>・ 企業用財産（国有林野）</li> </ul> <p>普通財産 行政財産以外のもの （公的な用途に使用されているので自由に処分できない財産や、売払いの対象となる財産がある。）</p>	<p>連邦政府用不動産 連邦政府の行政目的に使用される財産 ただし、不用となった財産は、処分する段階で以下のように区分される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超過財産 （Excess Property） 当該省庁で不用とされた財産</li> <li>・ 余剰財産 （Surplus Property） 超過財産のうち、各省庁の利用要望がなく、売払いの対象となる財産</li> </ul> <p>公共領有地 アメリカが割譲等により取得した土地</p> <p>国有林</p> <p>国立公園</p>	<p>成文法令が普及していないこと及び政府が保有する不動産は行政目的での完全利用が原則のため、分類は存在しない。 別に王室財産が存在する。</p>	<p>行政財産 （Verwaltungsvermögen） 直接的に行政機能に奉仕する不動産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用財産</li> <li>・ 公共用財産</li> </ul> <p>一般財産 （Allgemeines Kapital- und Sachvermögen） 行政財産以外の不動産</p>	<p>公共財産 （domaine public） 国有財産のうち、その性質又は用途に鑑みて私有物となり得ない財産又は特別の整備を行ったもの（国道、河川、海岸線、軍事基地等）</p> <p>私的財産 （domaine privé） 公共財産以外の財産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割当私的財産 私的財産のうち各省庁に割当てたもの</li> <li>・ 非割当私的財産 特別の目的のないもの</li> </ul>

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>国有財産の管理・処分機関</p>	<p>財務省は、総括機関として、国有財産の管理及び処分の適正を期するため、国有財産に関する制度を整え、その管理及び処分の事務を統一し、増減、現在額及び現状を明らかにし、管理及び処分について必要な調整を行う。</p> <p>行政財産の管理は、各省庁が行うことが原則。 普通財産の管理は、一般会計は財務省、特別会計は各省庁が行う。</p> <p>各省庁において不用となった行政財産は、用途廃止のうえ普通財産として財務省に引き継がれ、処分される。</p>	<p>一般的な連邦政府用庁舎については、連邦財産管理庁 (GSA: General Services Administration) 庁舎部 (PBS: Public Buildings Service)が、建設あるいは民間から賃借し、各省庁に対して庁舎を貸し付け、貸付料を徴収している。GSAの職員数は12,901名、そのうちPBSは6,263名 (2004年調査)。</p> <p>各省庁は連邦政府用不動産の中で超過財産 (Excess Property) が生じた時、PBSに報告する。 PBSは超過財産を必要とする省庁を募集し、適当な省庁があれば、当該財産の所管換を行う。なければ余剰財産 (Surplus Property) として売払いの対象となる。</p> <p>農業試験場、軍事基地等の特殊な施設については、農務省、国防省等の各省庁が取得し管理する。 公共領有地は、内務省土地管理局 (BLM: Bureau of Land Management) が管理する (職員数11,830名: 2006年調査)。 国有林は森林局 (USFS: United States Forest Service) が管理する。 国立公園は国立公園管理局 (NPS: National Park Service) が管理する。</p>	<p>各省庁において不動産の管理を行っている。 調達庁 (OGC: Office of Government Commerce) は、各省庁の行う不動産の取得・管理等についてのコンサルティング、庁舎の有効利用促進のためのアドバイザー業務を行っている。職員数は386名 (2003年調査)。</p> <p>各省庁において余剰となった不動産は、OGCが他の省庁が必要とするかについて確認を行ったうえで、他省庁が必要としないものについては、各省庁において入札により処分される。</p> <p>王室財産は、王室財産委員会 (Crown Estate Commissioners) により管理されている (委員8名、職員約500名) (1995年調査)。</p>	<p>庁舎等の行政財産の管理は各省庁が行い、連邦大蔵省 (Bundesministerium der Finanzen) は、各省庁の所管する行政財産の処分希望あるいは一般財産の使用希望等の報告を受け、この報告をもとに全体的な調整を行っている。</p> <p>国有財産当局の人員は、連邦大蔵省国有財産部57名、上級財務局連邦財産部約2,000名、管財署約6,900名 (1997年調査)。</p>	<p>公共財産・割当私的財産の管理は、各省庁が行い、経済財政産業省 (Ministère de l'Économie, des finances et de l'industrie) は監督する権限がある。 非割当私的財産の管理は、経済財政産業省が行う。</p> <p>不用となった公共財産・割当私的財産は、経済財政産業省により非割当私的財産に区分変更され、処分される。</p> <p>国有財産当局の人員は、経済財政産業省主税総局税務・不動産業務部57名、県単位の出先機関約1,300名 (1997年調査)。</p>

# 財務局管財部門の在職状況

(平成17年1月15日現在)

	実員数
18歳以下	
19歳	
20歳	2
21歳	11
22歳	9
23歳	50
24歳	68
25歳	64
26歳	53
27歳	65
28歳	56
29歳	50
30歳	41
31歳	39
32歳	44
33歳	55
34歳	37
35歳	36
36歳	47
37歳	47
38歳	22
39歳	25
40歳	21
41歳	30
42歳	39
43歳	50
44歳	49
45歳	48
46歳	34
47歳	25
48歳	36
49歳	47
50歳	43
51歳	43
52歳	36
53歳	61
54歳	44
55歳	47
56歳	40
57歳	28
58歳	22
59歳	51
60歳	47
61歳	
62歳	
63歳	
64歳	
計	1,662

# 実員数(平成17年1月15日現在)

